

関西福祉大学 教育後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、関西福祉大学教育後援会と称し、事務局を関西福祉大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、大学と家庭との連絡の緊密化を図るとともに、本学の教育振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会会員は、本学学生の保護者又はそれに代わる者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- 1 大学と家庭との相互連絡
- 2 学生の日常生活、学業成績、就職等に関する懇談会の実施
- 3 学生の教育、調査、研究、厚生等に関し、必要と認める事業の援助
- 4 その他必要と認める事業

(委員・役員等)

第5条 本会に、次に掲げる委員及び役員等を置く。

1 委員

- (1) 委員は、各学部の各年次から若干名を、保護者の互選により、学長がこれを委嘱し、会務の執行に関する事項を審議する。
- (2) 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 役員 会長 1名、副会長 若干名、監事 若干名

- (1) 役員は、委員の互選によるものとし、任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、後任者が決定するまでは、その任にあるものとする。
- (3) 会長は総会、委員会及び役員会を召集し、議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (5) 監事は、事業および会計の監査を行う。

3 顧問 若干名、役員会の推薦により必要に応じてこれを委嘱し、会務に助言する。

4 参与 若干名、本学教職員中よりこれを委嘱し、会務に参画する。

5 会計 本学職員に委嘱する。

6 書記 本学職員がこれにあたる。

(総会、委員会、役員会)

第6条 本会は、必要に応じて総会、委員会及び役員会を開催するものとする。

- 1 総会及び委員会の議決は、出席会員の多数決による。
- 2 役員会は、委員会への提案事項及び必要な事項について協議する。
- 3 委員会は、総会への提案事項、その他運営に関する事項についての審議及び補正予算についての決議を行う。
- 4 総会は、年1回行う。ただし、緊急に必要がある場合は、委員会をもって総会に代えることができる。
- 5 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、その他運営に関する事項についての決議を行う。
- 6 総会の決議事項は、会報により、報告を行う。
- 7 本会の運営経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

(会費)

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 入会金 10,000 円
 - 2 年会費 30,000 円
- ただし、平成 11 年度以降の新規会員とする。

(弔慰金)

第8条 弔慰金に関する必要な事項は別に定める。

(会計)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(改正)

第10条 本会則の改正を要するときは、委員会の決議による。

附則

- 本会則は、平成 9 年 6 月 5 日より施行する。
本会則は、平成 10 年 3 月 22 日より改正施行する。
本会則は、平成 11 年 4 月 5 日より改正施行する。
本会則は、平成 12 年 3 月 11 日より改正施行する。
本会則は、平成 13 年 3 月 3 日より改正施行する。
本会則は、平成 26 年 4 月 1 日より改正施行する。